

資料2 民俗資料館保存活用計画 新旧対照表 (パブリックコメント実施以降)

No.	項目	新	旧	修正理由
1	6 P	(2) 活用履歴 大野市郷土歴史館として歴史民俗の様々な資料を展示するための施設として活用されてきた。昭和61年に大野市歴史博物館(旧歴史民俗資料館)が整備された後は、民俗資料中心の展示施設として活用されるようになった。	(2) 活用履歴 大野市郷土歴史館として歴史民俗の様々な資料を展示するための施設として活用されてきた。昭和61年に大野市歴史博物館(旧 名 歴史民俗資料館)が整備された後は、民俗資料中心の展示施設として活用されるようになった。	策定委員会の意見
2	1 1 P	便所部分 (左) と拡大写真 (右)	便所部分	写真解説を追加
3	1 4 P	1 環境保全の現状と課題 現在、柳廻社境内地内に建物が存在し、砂利敷きの参道の南側に位置している。建造物の南側にはお馬屋池からの排水路があり、平成21年度には、排水路に土砂の流入を防ぐ保全工事を行っている。移築工事を行う際は、そのような工作物などに配慮する必要がある。	1 環境保全の現状と課題 現在、柳廻社境内地内に建物が存在し、砂利敷きの参道の南側に位置している。建造物の南側にはお馬屋池からの排水溝が、参道側にはイチョウ並木などが存在し、移築工事を行う際に、そのような工作物などに配慮する必要がある。	P 1 1 に記載の過年度の保全事業を記載
4	1 4 P	3 区域の区分と保全方針に次の内容を追加 移築先である敷地は周知の埋蔵文化財包蔵地「大野城」であり、必要に応じて手続きや事前調査を実施し、史跡の保存に努める。		文化財保護審議会の意見
5	1 4 P 1 6 P	区域の区分図を追加 現在地と移築先の建物外形を修正		策定委員会での意見表示を統一
6	2 0 P	平成 28 年度 「昭和レトロ展 あのころ君は若かった」を追加 平成 29 年度 企画展「昭和の食」に修正		事務局にて追加・修正
7	2 0 P	エ 博物館相当施設として情報発信できる体制を整える。	オ 博物館相当施設として歴史・民俗資料の魅力を発信できる体制を整える。	策定委員会での意見記載順番の変更

No.	項目	新	旧	修正理由
8	20P	オ 文化財建造物および民俗資料の価値を分かりやすく伝えるための解説や展示を行う。	エ 文化財建造物の価値を分かりやすく伝えるための解説や展示を行う。	事務局にて修正
9	20P	内容の一部を 22P 2 公開計画(2)資料の展示に移動し項目削除	カ 計画的な企画展や展示替えが実施できるような民俗資料台帳を整理するとともに収蔵品を保存するための収蔵庫を整備する。	策定委員会での意見
10	20P	カ 周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、学習施設としての利用促進を図る。	キ 周辺に集中する文化財建造物や史跡と連携し、周遊コースの充実を図る。	事務局にて修正 カ → 学術的な項目 キ → 観光施設としての項目として区別を行う。
11	20P	項目削除	ク 社会科学見学など、学習施設としての利用を想定した展示を行う。	事務局にて修正 No.10の修正によるもの
12	20P	エからクまでの項番号を修正		各項目修正によるもの
13	21P	民俗資料館と関連施設等の位置(大野市都市計画図) 図中の名称「新堀清水」	民俗資料館と関連施設等の位置(大野市都市計画図) 図中の名称「新掘清水」	事務局にて修正
14	21P	「民俗資料館と関連施設等の位置」図に移築後の外形図を追加		策定委員会での意見
15	22P	(2)資料の展示 民俗資料を整理・収集し、収蔵資料台帳を更新しながら、中・長期的な展示計画に基づいた企画展を行うなどして、資料の有効活用を図る。	(2)資料の展示 収蔵品については、中・長期的な展示計画を作成し、収蔵資料の有効活用を図る。	策定委員会での意見
16	22P	(2)資料の展示 また、大野治安裁判所の建物であった当時の復元は困難であるため、現存する図面を活用した展示を行う。	(2)資料の展示 また、民俗資料館の建物は、大野治安裁判所の建物であった。法廷など、裁判所施設として使用されていた当時の復元は困難であるが、現存する図面等を活用し、裁判所としての紹介ができる展示等を行う。	事務局にて修正